

# インバウンド向け着地型旅行商品造成販売事業 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

インバウンド向け着地型旅行商品造成販売業務

## 2 事業の目的

本県において、来訪する外国人観光客数は増加傾向にあるものの、滞在時間の延長や来訪者の再訪意識に訴求する観光体験等の滞在型コンテンツが不足している現状がある。外国人観光客（インバウンド）においても、「個人旅行化（FIT）」や「モノからコトへの嗜好性の変化」が進んでいることから、来訪者ニーズを捉えた観光体験コンテンツ等の企画・造成が課題となっている。

本事業では、本県に来訪する外国人観光客（インバウンド）に対応し、滞在時間の延長やそれに伴う観光消費額の増を図るため、インバウンド向けの着地型旅行商品（観光体験コンテンツ等）の発掘、魅力向上及び新たな観光コンテンツの造成と販売に繋げる目的で実施するものである。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和5年2月28日までとする。

## 4 業務スケジュール

県内コンテンツ現状調査、洗い出し	令和4年7月～8月中旬
説明会参加者募集、開催、個別相談	令和4年8月下旬～9月中旬
コンテンツ造成、磨き上げ	令和4年9月下旬～11月中旬
モニターツアー実施、アンケート調査	令和4年11月下旬～12月下旬
コンテンツOTA掲載期間	令和5年1月～2月
コンテンツ販売開始	令和5年2月末
事業終了、報告	令和5年3月

## 5 業務場所

佐賀県内

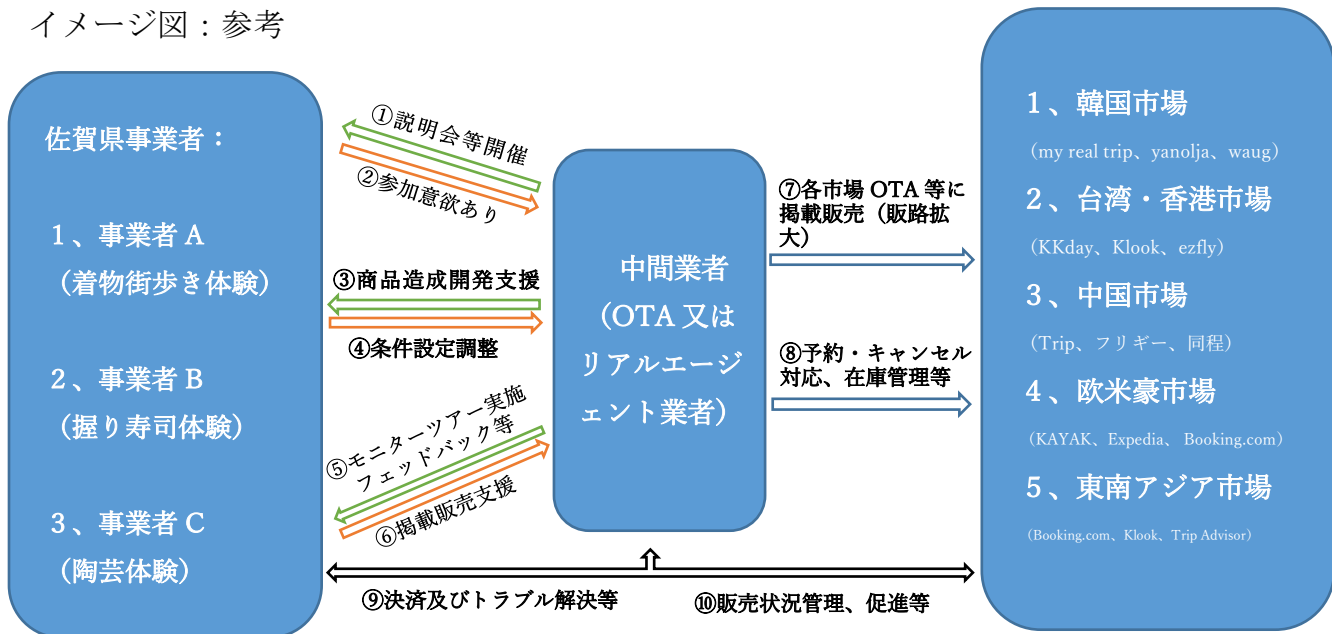
## 6 業務内容

本業務は、韓国、台湾・香港、中国、欧米豪、東南アジア市場からのインバウンド客をメインターゲットとし、その嗜好性や心に刺される観光体験コンテンツの造成について、既存コンテンツの選出や磨き上げを行うとともに、新たな体験型観光コンテンツの発掘と造成、モニターツアー調査等の実施を経て、上記海外市場OTA（Online Travel Agent）やリアルエージェントのHPサイトに掲載販売するものである。

業務実施にあたっては、本県のインバウンドの現状を的確に把握するとともに、国籍はもとより、訪日リピータや富裕層などのターゲットを明確にししながら、本県ならではの観光資源の魅力を存分に体験できるように、外国人観光客の視点から各コンテンツの磨き上げを行い、OTA（Online Travel Agent）及びリアルエージェントのHPサイト等において、旅行商品として継続的に販売されるよう、満足度の高い体験型コンテンツの造成を目指すものとする。

本業務における「体験型コンテンツ」とは、本県固有の食や自然、歴史・文化などをテーマとし、個々の観光資源の魅力について、体験や交流を通じて最大限に味わうことができ、また、相互に掛け合わせるなどの工夫を加えることで、独自性が生み出されるなど、外国人観光客に対し本県ならではの価値を提供できるものとする。

イメージ図：参考



(1) コンテンツ造成説明会等の開催

① 当事業に参加を希望する県内事業者を対象とした説明会を以下のとおり開催すること。

② 開催にあたっては、事業者が体験型コンテンツをOTA（Online Travel

Agent)やリアルエージェントのHPサイトに掲載したいと思うような実務的、かつ、分かりやすい内容とするよう努めるとともに、事業者が参加しやすい形式となるよう工夫すること。

③なお、OTA (Online Travel Agent) とは、多くの海外FIT層の利用が期待できるオンライントラベルエージェントであって、予約・決済がオンライン上でワンストップで完結できるものとする。

#### ア 業務内容

- ・企画立案、会場確保・設営、資料作成、講師派遣、司会進行、参加の募集・とりまとめ、関係者との連絡調整等、説明会開催に係る業務全般

#### イ 参加者募集業務

- ・体験型コンテンツを扱う県内事業者を対象に、受託者の責任で当事業への参加事業者の募集、とりまとめ、参加の調整を行うこと。なお、募集にあたっては下記の目標達成するように積極的に声かけ等を実施すること。

当事業への参加事業者の目標数は20社以上とする。

- ・募集の際には、当事業の内容やOTA (Online Travel Agent) やリアルエージェントのHPサイト掲載のメリット等を分かりやすく周知するとともに、インバウンド受け入れに興味・関心を持つ事業者が自主的、積極的に参加するよう促すこと。
- ・提案書を作成する上には、県内の観光の特性の分析に合わせて、参加が期待される事業者層を具体的に明記すること。

#### ウ 開催する会場について

- ・出席者に利便性等を考えて会場を選定すること。なお、オンラインでの開催も可能とする。

#### エ プログラム内容

以下の内容をプログラムの内容に含めることとするが、具体的なプログラム内容や登壇する講師を提案すること。なお、提案書作成にあたっては、これまでの実績も明記すること

- ・インバウンド受け入れに必要な基礎知識 (インバウンド市場の動向や現状等)
- ・商品を造成するにあたってポイントや事例紹介
- ・オンライン上での商品販売、OTA (Online Travel Agent) やリアルエージェントHPサイトの基礎知識 (メリットや掲載手順等の説明を含む)
- ・その他、事業者に有益な情報 (旅行商品の販売促進方法等)

※事業者のニーズに合うような詳細は当連盟と協議の上決定すること。

(2) 説明会後の県内事業者による旅行商品造成のフォローアップについて

①説明会終了後、県内事業者がO T A (Online Travel Agent) やリアルエージェントの HP サイトでの掲載をスムーズに実施するため、中間業者を通して、必要に応じて各O T A (Online Travel Agent) やリアルエージェントの担当者等との個別相談会を実施するなど、県内事業者への継続的な支援を実施すること。

②体験型コンテンツを提供する事業者と意見交換を行いながら、選出されたコンテンツの魅力を最大限に引き出し、個性のある旅行商品となるよう必要な磨き上げを行うこと。

③外国人目線から改善すべき点について、事業者等に助言・指導すること。

④また、その他、県内事業者がより意欲的に旅行商品を造成するための支援施策を提案すること（支援内容例：O T A (Online Travel Agent) やリアルエージェントの HP サイトへの掲載に係る支援、商品の内容に関するアドバイス、フォーマット記入支援、翻訳、入力代行等、販売開始までに必要な支援）。

⑤なお、目標とする造成数（O T A (Online Travel Agent) やリアルエージェントの HP サイトへの掲載数）は1事業者1商品以上とする。

(3) 造成したコンテンツのモニター実証・アンケート調査

・モニターツアーによつての実施検証

①モニターの招請及び獲得（モニター人数（最低限）：韓国語圏1名、中華圏1名、欧米語圏1名、東南アジア1名）

②企画・造成した旅行商品のモニター実施、アンケート調査の実施

③体験受入先との調整、体験料の決済等

④モニターツアー実施商品数：5商品以上（内容は当連盟と協議の上決定する）

※モニターにつきましては、在日外国人でも良い。

(4) 上記(3)に対するアンケート調査の実施（最低限、調査すべき項目）

①体験者（モニター）の属性（国・地域・性別・年齢層等）

②体験内容に関する満足度評価（内容、価格帯等）

③体験内容でよかった点、並びに、課題・改善点等（自由記述）

④旅行・来県目的、モニター体験に参加した理由等

⑤佐賀県（もしくは日本）で体験してみたい、興味があるコト

- ⑥旅行日程（泊数、ルート等）
- ⑦交通手段（佐賀県まで、並びに、県内での移動手段）
- ⑧佐賀県の観光情報を収集した媒体及び方法
- ⑨佐賀県及び周辺において、体験者が認知している観光スポットや素材等

(5) 分析・報告（報告書への記載を求めるもの）

- ①アンケート調査結果の数値化（グラフ等で見える化）及び分析
- ②観光体験に対する課題・改善点の洗い出し、抽出等
- ③観光体験に対するニーズの洗い出し、抽出等
- ④次年度以後の取組みに向けた提案等

(6) 体験型コンテンツのOTA等掲載、販売について

体験型コンテンツの海外各市場での販路拡大について、本県体験型コンテンツを供する事業者の諸事情を考慮する上、中間業者（OTAまたはリアルエージェント業者）を通して各海外市場有力OTA等への掲載と販売が一番いい方法だと考えられる。従って、中間業者として、着地型旅行商品の掲載、販売ノウハウ及び海外各市場OTA等と太いパイプを持つことが望ましい。

※海外の有力OTA参考例：

韓国市場：my real trip、yanolja、waug など

台湾・香港市場：KKday、Klook、ezfly など

中国市場：Trip、フリギー、同程など

欧米豪市場：KAYAK、Expedia、Booking.com など

東南アジア市場：Booking.com、Klook、Trip Advisor など

(7) 事務局の設置及び問い合わせ対応

①事務局の設置

- ・本事業の効率的な実施のため、事務局を設置し、上記（1）、（2）に定める内容を実施すること。

②問い合わせ対応

- ・各事業者から問い合わせがあった際には迅速かつ丁寧に対応すること。

③全体事業の進捗管理

- ・全体の事業の進捗を管理すること。また、提案書にはスケジュール（佐賀県観光連盟への進捗状況報告のタイミング等も含む）を明記すること。

(8) その他（独自提案）

その他、旅行商品の造成や造成商品の販促など県内の観光事業に資する取り組みがあれば提案すること。

(9) 成果報告書の提出

①事業完了後、直ちに「事業実施報告書」を提出すること。成果報告書は印刷したもの（4部）及びPDFで当連盟に提出すること。

※事業実績報告書に、アンケート調査・分析の結果報告を含むものとする。

②提出・連絡先

〒840-0041 佐賀市城内1丁目1番59号

（一社）佐賀県観光連盟

電話：0952-26-6754 FAX：0952-26-7528

7 その他

(1) 打ち合わせ

本業務の遂行にあたり、必要に応じて佐賀県観光連盟と定期的に打ち合わせを行うこととする。

(2) 追記事項

ア 本仕様書に明記されていない事項で、本業務の目的達成のために必要と思われるものについては、佐賀県観光連盟と受託者の双方で協議し、決定することとする。

イ 成果物等の所有権は、佐賀県観光連盟に帰属します。なお、業務期間終了後であっても、受託者は業務内容及び成果物についての佐賀県観光連盟からの問い合わせ等に対応することとする。

ウ 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはいけません。

8 総括責任者

・受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めること。

9 委託費

5,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

10 留意事項

- (1) 委託業務の内容については、最終的に、連盟と受託者が協議を行い、決定する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、連盟と受託者が協議の上、これを定めるものとする。
- (3) 成果品に対し、第三者（連盟及び受託者以外の者）からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、連盟の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、連盟に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 受託者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、連盟に帰属するものとする。ただし、受託業者が単に使用する場合には、連盟と協議するものとする。
- (5) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業含まれるものとする。